



VOL.85

# トクちゃん新聞

6月号

4月の会計データ、消費税の税率間違いが多いです！ご注意ください！



平成26年6月6日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階  
TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>

## ◆100%償却税制

担当: 徳野



どうも政府はかなり本気で景気対策に取り組んでいるようです。従来も設備投資に対する優遇税制はありましたが、今回の税制は今までの常識の枠を超えています。取得したその年度において、購入額全部が経費になるというものです。しかも、機械に限らず建物や建物付属設備についても対象となります。

ただし、何でもいいというわけではもちろんありません。A・B **どちらかに該当する必要があります。**

A: 最新設備のものである

B: その投資により利益が5%確保できる **計画が経済産業局の認定を受けていること**

Aは、購入したメーカーにご確認ください。該当すれば証明書がもらえます。購入前に確認しておく方がよいですね。

Bについては、**弊社にご相談ください。計画作りのお手伝い**をさせていただきます。先月すでに1社計画作りのお手伝いをさせていただき、経済産業局の認定を頂戴しています。



## ◆給与所得控除の見直し

～給与所得控除額の上限額の引き下げ～

担当: 小林



給与所得控除額とは、サラリーマン(給与所得者)の概算の必要経費です。その**給与所得控除額**の上限額が、平成26年度税制改正大綱で、平成28年以後に次のようになることが決定しました。

	現行	平成28年分の所得税	平成29年分の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円



現在、**給与所得控除額**は、年収1,500万円の場合には、245万円が上限額とされています。

上限額が適用される給与収入が下がり、さらに必要経費となる額が減ることにより、その分所得税の増税となります。年収1,500万円の場合、平成28年から年間約6万4千円、平成29年からは、さらに、年間約4万3千円増額します。

(※扶養控除等は考慮しない前提の、所得税+住民税の増加額です。)

まだ先の話ですが、上限額が超えそうな役員等の方は、ご注意ください。

## ◆インターネットバンキングを悪用した不正送金にご注意を

担当: 北岡



みなさんは**インターネットバンキング**をご利用なさっていますか？

24時間振込可能で手数料が店頭よりも安いこともあり便利でお得なので利用されている方も多いと思いますが、現在インターネットバンキングを悪用した**不正送金被害**が急増しています。**昨年国内の被害額は14億円で過去最悪**だったそうです(警察庁調べ)。

対策としては、まずOS、ウイルス対策ソフトやインターネットブラウザなどの**プログラムを最新の状態に保つ**ということが挙げられます。次に挙げられるのは、ログイン画面が**いつもと違うことに気づく**ことです。いつも出てくるお知らせや注意喚起メッセージがなく**やけに**

**あっさり**とログイン画面が出てきたり、ログイン時に使うもの以外の**パスワードや個人情報の入力**を促されたりしたら要注意です。

あとは**ワンタイムパスワード**を利用したり、**利用履歴をこまめにチェック**したり、**振込限度額を下げたり**が挙げられます。

と、我々一般ユーザーがとれる対策をいくつか挙げてまいりましたが、比較的安全だと言われていたワンタイムパスワードも盗まれる被害があったとの報道も最近ございましたので、常に最新の情報を銀行やウイルスソフト会社、報道機関など

から手に入れて**自分の身は自分で守る**しかありません。個人だけでなく**法人ユーザーへの被害も**

**増えている**そうですのでインターネットバンキングをご利用されている方は気を付けてくださいね。



## ◆ 税務スケジュール(6月)

### 申告・納税関係

<b>10日(火)</b>	・5月分の源泉所得税・住民税の納付 ・12月～5月分 住民税の納付(特別徴収・納期の特例分)
<b>30日(月)</b>	・法人税・消費税の確定申告・納税<<4月決算>> ・法人税・消費税の予定申告・納税<<10月決算>> ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告<<1月・7月・10月>> ・5月分社会保険料の納付

- 6月分より**住民税徴収税額**が変更になります。 担当: 廣島
  - **労働保険料の申告・納付**が始まります。 6月2日(月)～7月10日(木)
  - **源泉所得税(納期の特例)納付**は**7月10日(木)**期限です。
- 弊社で納付書を作成している顧問先様へ  
5月分までの**給与・賞与支給状況をお知らせ**ください。  
6月支給分は支給内容が決定次第、お知らせ頂きますようお願いいたします。
- **所得税の予定納税額通知**が届きます。
  - 廃業・休業または業況不振等により、「**減額申請書**」を提出される場合は、**6月中に担当者まで御連絡**ください。(申請書提出期限: 7月15日(火))



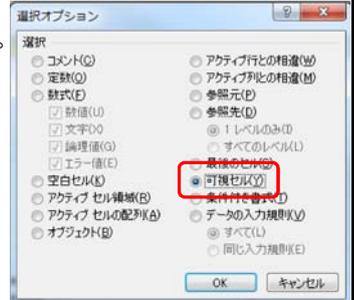
## ◆ 可視セル(見えているセル)の選択方法

担当: 岡村

Excelで不要行(列)を「非表示」にした時、データ範囲を選択してコピー・貼り付けを行うと非表示のデータも貼り付けられてしまいます。この時、**可視セル(表示されているセル)のみのコピー**が以下の方法で可能になります。

- ① 不要な行・列を「非表示」にする。
- ② コピーしたいセルをドラッグして選択する。
- ③ 「ホーム」タブの中にある「検索と選択」の中にある「条件を選択してジャンプ」をクリックする。
- ④ 「選択オプション」が表示されるので、「**可視セル**」にチェックを入れてOKをクリックする。  
または、Alt+; だけでも同じ。
- ⑤ もう一度、コピーしたいセルを選択して右クリックの「コピー」(または、Ctrl+C)。
- ⑥ 「貼り付け」(または、Ctrl+V)をクリック。

これで、非表示設定しているセルはコピーされなくなります。  
また、フィルタ表示されている場合は、抽出されたデータのコピー・貼り付けが可能です。



## ◆ 消費税の転嫁拒否等に関する調査票

担当: 池田



本年4月より消費税率が8%に引上げられ、公正取引委員会・中小企業庁は、現在、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、監視・取締りを行っており、弊社顧問先様数社にも「**消費税の転嫁拒否等に関する調査票**」が送付されてまいりました。

この調査票は、送付先の事業者が**取引先(買手)事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為**を受けていないかを把握し、問題となる行為の是正につなげるため、全国の事業者から無作為に抽出し、回答用紙とともに送付しているものです。

法律上問題となる行為を受けている場合には、その取引先名を記入するようになっており、回答した事業者が調査に協力したこと及びその回答内容について、取引先事業者など他の事業者には知らせることは一切ないとのことです。

提出期限は平成26年7月31日となっておりますが、期限後も提出できます。

### 消費税の転嫁拒否等の行為とは

- ① 原材料費の低減等の状況がない、大量発注などによるコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、又免税事業者であることを理由に一定額以上の値引き要求等をする**買いたたき**や
- ② 消費税の転嫁を受け入れる代わりに、**自己の商品購入やサービス利用、利益提供させること**等をいいます。



詳しくは、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/tenkatisaku/>)をご覧ください。



## ◆ スタッフより

担当: 廣島

5月のとある週末  
母と姉が岐阜から遊びに来てくれました。

何か思い出に残るものをと京都で **あかり制作**の体験に。

大きな和紙2枚の間に、  
色のついた和紙を色々な形に切って挟み込むだけなのですが、

- 細かい図柄で可愛らしくとめる母、
- タイムオーバーしてもこだわる姉(出来上がりはすごく綺麗)、
- テンポはいいものの、行き当たりばったりな私・・・と三者三様。

性格が出るねえー、と言いつつ  
お互い褒めあう仲良し母娘でした。

(送迎と留守番の父・義兄に感謝です。)



↑ 姉の制作過程



↑ 左から姉・母・私の完成品

## ◆ 税務クイズ

担当: 廣島



今回は消費税にまつわるクイズです。こんなとき、消費税は・・・

**第1問** 次のうち消費税がかからないものはどれでしょう?  
[1] 医者 の 診断書 [2] 住民票 の 交付手数料 [3] 水道料金

**答え** [2] 住民票の交付手数料

土地の取引など消費税の性格になじまないもの、  
住民票・戸籍謄本等の行政手数料など国・地方公共団体等が  
法令に基づき徴収する手数料は非課税となっています。

**第2問** 高校や大学では授業料を払いますが、  
この授業料にも消費税はかかっている。○か×か?

**答え** ×

学校の授業料は社会政策的な配慮に基づいたものとして  
非課税取引となっていて、消費税がかからないことになっています。

**第3問** 税金をあつかう国、県や市町村などがものを買うときは、  
消費税を払わなくてもよいことになっている。○か×か?

**答え** ×

公共機関だからといって、消費税を払わなくてよいということはありません。  
消費税の非課税、不課税、免税取引以外は必ず支払うことになっています。